

平成 27 年度 事業計画の概要

東日本大震災から 4 年が経過し、災害・復興公営住宅の建設や避難先での住宅の住み替えが進みつつある一方で、仮設住宅に残った方や住み替え先で新たなコミュニティに溶け込めない方の孤立化、また世帯分離が進んだことによる要支援者や要介護者の増加など、長期化する避難生活により新たな福祉的課題が起きています。被災者・避難者が抱える様々な課題に対し、個々のケースに丁寧に対応出来るよう、本会では生活支援相談員を増員し、関係機関との連携を強化しながら自立に向けた支援に取り組みます。

さらに、震災以降、全国から数多くのボランティアの皆様から様々な支援や温かい励ましをいただいたことへ感謝の意を表するとともに、ボランティア活動の振興を図るため、11 月に本県で全国ボランティアフェスティバルを開催し、ボランティアに関する情報交換、相互研鑽を行います。

また、「生活困窮者自立支援法」が平成 27 年 4 月から施行されることに伴い、これまで県北地区及び会津地区で実施してきたモデル事業の実績を活かし、県全域の町村部において、生活困窮者への自立促進支援事業を本格的に始動します。

その他、本会活動推進計画の基本理念である「だれもがその人らしく、安心して暮らせる福祉社会を目指す」ため、以下の取り組みにより本県の社会福祉の向上を目指していきます。

＜推進項目 1＞ 調査研究・提言活動

(事業計画書 p5 参照)

社会情勢の変化に伴う福祉ニーズを的確に把握し、課題解決のため必要な施策等について関係機関に提言するとともに、福祉施策の実現に必要な財源の確保について要望活動を行います。

＜推進項目 2＞ 自立に向けた援助活動

(1) 生活福祉資金貸付事業

(事業計画書 p6 参照)

生活福祉資金の貸付を必要とする世帯に迅速かつ適切な貸付を実施するとともに、滞納世帯の生活状況を把握し、適正な債権管理を行います。また、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業との連携による貸付を行います。

(2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

(事業計画書 p7 参照)

ひとり親家庭の雇用は依然厳しい状況にあることから、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな就労支援を展開します。

(3) 地域生活定着支援センター事業

(事業計画書 p8 参照)

矯正施設を退所する高齢者や障がい者が必要とする福祉サービスの利用調整や県内定着者へのフォローアップ業務を実施します。また、制度の狭間にいる方々の支援の在り方について関係機関と協議し、新たな仕組み作りを検討します。

【新規】身寄り等のない社会的弱い立場の方々の居住地確保のあり方検討会（仮）
の開催について

(4) 避難者生活支援事業、生活再建・健康不安相談事業 (事業計画書 p9～10 参照)

本会に「避難者生活支援・相談センター」を設置し、総括相談員を増員するとともに、市町村社協においては生活支援相談員の増員及び主任生活支援相談員の新規配置を行います。さらに、相談員の資質向上のための研修を充実させ、健康不安や生活再建への不安など、避難生活の長期化に起因する複合的な相談を関係機関へ適切につなぐなどして解決に向けて支援します。また、避難者・被災者の支援を行う関係機関の連携強化のため、調整会議を開催します。

【新規】放射線リスクコミュニケーション研修の開催

【新規】「避難者（被災者）生活支援調整会議（仮称）」〔県域・各地区〕の開催

【新規】

(5) 生活困窮者自立相談支援事業 (事業計画書 p11 参照)

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、これまでのモデル事業での実績を活かして本会に「生活自立サポートセンター」を設置し、県北・相双地域、県中・県南地域、会津・南会津地域、3 地域のそれぞれに窓口を置いて、県全域の町村部を対象とした生活困窮者を支援するための包括的・継続的な相談支援等を実施します。

＜推進項目3＞ その人らしい生活・自立への支援

(1) あんしんサポート事業 (事業計画書 p12～13 参照)

本事業の利用者数は年々増加傾向にあることから、引き続き本事業を適正に執行するとともに、必要な予算の確保に努めます。また、成年後見制度等の権利擁護に携わる関係機関・団体と連携しながら、地域住民に対して権利擁護に関する啓発等を行います。

【新規】成年後見人等監督人の受任体制の整備

(2) 福祉サービス第三者評価事業 (事業計画書 p14 参照)

第三者評価のニーズや課題の把握などを通して、各施設の自主的な受審を促します。また、評価調査者の資質向上や事務手続き等の効率化に努めます。

(3) 福島県運営適正化委員会 (事業計画書 p15～16 参照)

福祉サービス施設・事業所が、苦情へ適切に対応できるよう支援するとともに、第三者委員の役割についての理解促進に努めます。

＜推進項目4＞ 広報啓発、情報提供活動 (事業計画書 p17 参照)

情報誌『はあとふるふくしま』の誌面をさらに充実させ、県内の最新の福祉情報をわかりやすく発信します。また、ホームページ及びフェイスブックなどによる情報発信を積極的に行います。

＜推進項目5＞ ボランティア・住民参加活動

(1) ボランティア・市民活動の振興 (事業計画書 p18～19 参照)

11月21日～22日に本県で全国ボランティアフェスティバルを開催し、全国から本県への支援に感謝の意を表するとともに、ボランティア活動の振興を図ります。

また、NPOや企業など多様な主体との連携により、ボランティア・市民活動のすそ野を広げていきます。さらに、社会福祉施設及び市町村社会福祉協議会職員の資質向上のため、各種研修を実施します。

【新規】第24回全国ボランティアフェスティバルの開催

(2) 長寿社会推進事業 (事業計画書 p 20 参照)

活力ある長寿社会の実現に向けて、生きがいと健康づくりの支援や社会参加活動を推進する事業を行うとともに、高齢者や認知症に関する相談に対応していきます。

【新規】シニア団体活動支援事業の実施

(3) 県民介護講座 (事業計画書 p 21 参照)

より多くの県民に「高齢者介護」の学びの場を提供します。また、認知症や高齢者介護に関する知識の普及・啓発を図ります。

＜推進項目6＞ 福祉人材の養成・確保 (事業計画書 p 22～24 参照)

喫緊の課題である福祉・介護人材の確保のため、福祉・介護の職場に対する理解促進を図りつつ、人材確保に関する事業の充実強化を図ります。あわせて、施設・事業所の職員の育成・定着支援を行います。

【一部新規】福祉・介護の仕事説明会・職場体験及び職場見学会の実施

＜推進項目7＞ 社会福祉従事者の資質向上 (事業計画書 p 25 参照)

「福祉職員のキャリアパス対応生涯研修課程」の研修を実施するとともに、福祉人材の定着促進を図るため、施設・事業所におけるキャリアパス制度の構築や新任職員向けOJT（介護プリセプター）導入への支援を行います。

＜推進項目8＞ 社会福祉従事者の福利厚生推進 (事業計画書 p 26～27 参照)

社会福祉従事者施設団体職員共済事業の適正な運営に努めます。また、福祉人材の確保・定着のため、福利厚生センターへの加入促進を行います。

＜推進項目9＞ 市町村社会福祉協議会との協働・支援 (事業計画書 p 28～29 参照)

市町村社会福祉協議会連絡協議会の会長会・局長会・専門委員会と連携しながら、社協運営及び活動に関する課題解決や職員の資質向上に取り組み、地域福祉活動を推進します。

＜推進項目10＞ 社会福祉施設等との協働・支援 (事業計画書 p 30～31 参照)

原発事故に伴う避難施設が現在も多数あることから、全国組織をはじめ、県内の各種別部会・協議会の会員施設等と連携し、継続して支援を行います。

また、社会福祉法人の透明性の確保、社会貢献活動の展開に取り組みます。

＜推進項目11＞ 民生委員・児童委員との協働・支援 (事業計画書 p 32 参照)

民生委員・児童委員の階層ごとに必要な知識と技術等を得るための研修を実施します。また「重点活動方策」への各単位民児協の取り組みを支援します。

＜組織基盤＞

(事業計画書 p 33 参照)

社会福祉への支援者をさらに募るため、企業等に対して特別賛助会員及び全国ボランティアフェスティバル協賛金の勧奨を積極的行います。

＜財政基盤＞

(事業計画書 p 34 参照)

補助・委託事業等について、必要経費を確保するための要望活動を積極的行います。

＜事務局体制＞

(事業計画書 p 35 参照)

平成 28 年度から 5 か年の新たな活動推進計画策定を行います。また、職員の資質向上のため、研修計画に基づいた効果的な職場研修を実施します。

基本目標 1 >

平成27年度重点目標

変化する福祉ニーズの的確な把握と対応

【推進項目 1】

調査研究・提言活動

東日本大震災以降、大きな課題となっている避難者・被災者支援や福祉人材確保に関して、これまでの調査結果を踏まえつつ現在の課題を明らかにするためのデータ収集・分析を実施し、課題解決に必要とされる施策等について関係機関に提言していく。

また、福祉施策の実現に必要とされる財源の確保について、行政や政党に対して要望を行っていく。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①調査研究 活動の充実	協働した調査研究活動の実施	(推進項目2関連) 生活相談員から見た 避難者の生活再建に 関する調査 (推進項目6関連) 福祉の職場を目指す 求職者の意識調査		12月 4～6月		避難者の生活再建に関する調査及び福祉分野への就労を希望する学生の意識調査を行い、それぞれ現状と課題を分析する。
②提言活動 の充実	ア) 調査結果に基づいた提言活動の実施	調査結果の広報と提言活動の実施		通年		調査結果を本会情報誌やホームページ、会議等を通じて広く公表するとともに、明らかになった課題に関して行政等に対して施策を提案し、関係機関と協働してその実現に努める。
	イ) 社会福祉施策促進委員会の活動の検討	社会福祉施策促進委員会のあり方の検討		6～8月	福島市	社会福祉制度の変化に伴い、福祉関係団体の課題も複雑・多様化してきているため、予算要望や政策提言活動のあり方について検討する。
	ウ) 種別部会・協議会との連携・協働による提言活動の検討	総合企画委員会による制度要望・政策提言及び活動推進計画のとりまとめ	委員会 3回 要望 1回	6月 8月 2月 9月	福島市	種別部会・協議会等の代表者から構成される総合企画委員会において、必要な制度要望・施策提言をとりまとめる。また、本会の平成28年度以降の活動推進計画について協議する。

基本目標 2 >

平成27年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(1) 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金の貸付を必要とする世帯に迅速、適切な貸付を実施するとともに、滞納世帯の生活状況を把握し、適正な債権管理を行う。

また、総合支援資金・緊急小口資金については、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業との連携による貸付を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①適切な貸付の実施	貸付相談への的確な対応	生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付実施		通年		低所得世帯等への貸付けを行うことにより経済的自立を支援する。 ①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金 ⑤臨時特例つなぎ資金
		生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催	12回	毎月1回	福島市 県総合社会福祉センター	専門的な見地から審査を行い、貸付事業の適正な運営を図る。
②債権管理の充実	滞納世帯の生活状況把握	滞納債権の管理		通年		市町村社協及び民生委員と連携し、償還指導面接会等を通じて世帯状況を把握し、滞納債権の適正な管理に努める。 ①借受世帯への電話・訪問指導 ②滞納債権督促通知の送付 ③償還滞納世帯面接会の開催
		緊急小口資金（特例貸付）の債権管理		通年		
③実施体制の整備	相談機能の充実	市町村社協担当職員研修会の開催	2回	4月 10月		担当職員の相談技術と知識の向上に努める。 ①生活福祉資金新任担当職員事務取扱い説明会 ②生活福祉資金担当職員研修会
		会議・研修会等への参加	5回			貸付け及び償還に関する情報の収集を行う。 ①都道府県社協生活福祉資金担当部課長会議 ②全国生活福祉資金貸付事業担当職員研修会 ③全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会 ④北海道・東北ブロック生活福祉資金運営研究協議会 ⑤生活福祉資金貸付業務システム操作説明会
		関係機関との連携	随時	通年		専門関係機関との連携体制を強化し、迅速な相談対応に努める。

基本目標 2 >

平成27年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

震災以降、ひとり親家庭を取り巻く雇用環境は以前にも増して厳しい状況にあることから、就業相談や就業情報の提供、就業スキルアップ等の一環した就業支援を実施する。

また、様々な課題を抱えるひとり親については、個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな支援を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①無料職業紹介事業の充実	ア) 就業相談体制の充実	職業相談会の実施	36回	通年	県内5方部 福島市 須賀川市 南相馬市 いわき市 会津若松市	就業を希望する県内各方部のひとり親家庭の便宜を図るため出張相談等を行う。
		広報・啓発事業の実施		通年		求人・求職者向けリーフレット等を作成し、当センターの広報啓発に努める。
		会議・研修会等への参加	随時	通年		情報・各種資料の収集を行う。また、相談員の資質向上のため、会議・研修会等に参加する。
	イ) 求人情報の提供	就業情報提供事業の実施	随時	通年		求職者に対し、個別のニーズに対応した求人情報を随時提供する。
	ウ) 求人の開拓	求人の開拓	随時	通年		ひとり親家庭への雇用促進に関する各種制度について、求人側の理解を得て、より多くの求人開拓に努める。
②就業意識の啓発と能力開発事業の充実	ア) 自立に向けた就業意識の向上	ひとり親自立支援プログラム策定事業の実施	50名	通年		就業に対する自己理解を深めるため、自立に向けた就業意識の向上を図りながら、個々にあった自立支援プログラムを策定する。
	イ) 能力開発のための講習会の実施	個別講習の実施		通年		厳しい雇用情勢に応じた能力を養うため、働く上での必要な能力の開発を目指す。

基本目標 2＞

平成27年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(3) 地域生活定着支援センター事業

福島保護観察所との連携のもと、コーディネート業務を中心に、対象者が必要とする福祉サービスの利用調整を実施するとともに、県内に定着した者をフォローアップする業務を実施する。

併せて、罪を犯してしまう高齢者や障がい者への支援方法や課題を明らかにしながら、本事業について関係機関への理解促進を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①地域生活 定着支援セ ンター事業 の実施	特別調整対 象者等への 支援	コーディネート業務	随時	通年		福島保護観察所や他の都道府県センターからの協力依頼に基づき、対象者の退所後の福祉サービス利用を支援するとともに、居住地の確保に努める。
		フォローアップ業務	随時	通年		特別調整によって福島県内に居住地が確保された対象者に対し、定期的な訪問活動を行うこと等を通じて、継続的に福祉サービスが利用できるよう支援する。
		相談支援業務	随時	通年		矯正施設を退所した対象者等に関し、関係機関・団体等からの相談を受け、必要な範囲で助言等を行う。
		関係機関連絡会議の開催	2回	6～7月		行政、福祉、医療関係者等の実務者レベルの職員により、罪を犯してしまう高齢者や障がい者の支援方法の課題について地区ごとに協議し、本事業に対する理解の促進及び連携体制を構築する。
		【新規】 身寄り等のない社会的 弱い立場の方々の 居住地確保のあり方 検討会（仮）の開催 について	2回	6～10月		一般的に身寄りがいない方の入居や入所が難しい状況である中、罪を犯してしまった障がい者や高齢者等の受入は、さらに困難であり、こうした対象者を支援するため、各種関係機関が連携して制度の狭間にいる方々の支援のあり方について協議し、新たな仕組みを提案する。
		広報啓発活動	随時	通年		矯正施設を退所した高齢者や障がい者が、社会的排除を受けることなく、適切な福祉サービスを利用しながら生活が送れるよう、福祉関係者等に対する研修会や会議の場での啓発活動を行う。

基本目標 2 >

平成27年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(4) 避難者生活支援事業、
生活再建・健康不安相談事業

「避難者生活支援・相談センター」を設置して総括相談員を増員するとともに、生活支援相談員に対する研修をさらに充実し、避難者の見守りと相談支援を強化する。
また、避難生活の長期化に起因する健康不安や生活再建への不安に伴う複合的な相談を関係機関へ繋ぐなどして問題解決が図れるようにする。
さらに、避難者（被災者）生活支援調整会議（仮称）を開催し、関係機関・団体による支援の連携強化を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①被災者・ 避難者の生 活支援	ア) 生活支 援相談員の 階層・テー マ別研修の 実施	基礎研修の開催	2回 (1回2日)	5月 10月	郡山市	新たに雇用された生活支援相談員に対して基礎的な知識を学ぶ研修を行う。また、要請に応じ随時訪問し新任の相談員に対して研修を行う。
		応用研修の開催	2回 (1回1日)	4月 9月	福島市	主任生活支援相談員としての資質を身につける。主に職場内でのコミュニケーション技術や主任としての役割を理解する。
		テーマ別研修の開催	3回 (1日)	7月 8月 12月	福島市	生活支援相談員活動での課題を取り上げその課題をテーマにした研修を行う。（相談援助技術、個人別支援計画策定、クレーム対応技術など）
		【新規】 放射線リスクコミュ ニケーション研修の 開催	5会場 各2回 (1回1日)	6月 10月	県内5会場 いわき市 南相馬市 福島市 郡山市 会津若松市	避難者の生活再建に向けた相談活動に活かしていくため、放射線リスクコミュニケーションに関する知識と活用方法について学ぶ。
	イ) 避難者の 生活再建に 向けた調査 等の実施	避難者の生活再建に 関する調査の実施	1回	12月	県内	避難者の生活再建に関する調査を行い、生活支援相談員の活動推進を行うとともに関係者との共通認識を行う。
	ウ) 生活支 援相談員活 動の総合的 支援	生活支援相談員配置 市町村社協連絡会議 の開催	2回	8月 12月	郡山市	生活支援相談員配置市町村社協の課題等を共有するとともに、連携を促進する。
		避難元及び避難先社 協の地区連絡会議の 開催 (事例検討含む)	通年	隔月1回 県内 8カ所	県内各地	避難元社協と避難先社協との間で、避難者の生活再建に向けた支援及び生活支援相談員の活動や課題について、情報共有を図る。また、必要に応じ事例検討も行う。
		【新規】 避難者（被災者）生 活支援調整会議（仮 称）の開催	通年	(県域) 6月 12月 (各地区) 隔月1回	(県域) 郡山市 (各地区) 県内8カ所	避難者（被災者）支援を行う社協、社会福祉法人、NPO、地域コミュニティ活動団体、県行政関係部局等の関係機関・団体の活動内容の調整や検討等を県域及び各地区ごとに行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
		【新規】 避難者生活再建支援 システムの運用	通年	随時		生活支援相談員間及び避難元・避難先社協 間で避難者の生活再建に関する課題や支援 状況等の情報共有するための「避難者生活 再建支援システム」を運用し、効果的・効 率的な活動に繋げる。
		市町村社協訪問支援 事業の実施	通年	随時	県内	各市町村社協を訪問し、生活支援相談員の 活動の課題等を把握したうえで、それらに 応じた総合的支援を行う。
		生活支援相談員活動 等PR事業の実施	通年	随時		ホームページ・活動事例集等により県内の 生活支援相談員の活動状況をPRするとと もに、避難者等の課題やニーズを含めた県 内の避難者（被災者）の状況を発信する。
	推進項目に関し、活動推進 計画にある実施計画・内容 のほかに実施する内容	全国・他県被災地と の連絡会・セミナー への出席等	通年		東京・ 仙台他	被災3県の状況確認や全社協等の会議・セ ミナーに出席し情報の共有を図る。

基本目標 2 >

平成27年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

【新規】

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

「生活自立サポートセンター」を設置して、県が行う生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業を受託し、県保健福祉事務所管内の町村において事業を実施する。生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援等を実施する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①生活困窮者の自立支援	自立相談支援事業の実施	相談窓口の設置	随時	通年	県内46町村	県保健福祉事務所管内の46町村を対象に、県北・相双地域、県中・県南地域、会津地域に相談窓口を設けて相談支援員及び就労支援員を配置し、随時、生活困窮者への相談支援、就労支援を行う。
		支援計画策定、支援調整会議の開催	随時	随時		支援対象者ごとに支援計画を策定し、支援に関わる関係機関・団体メンバーによる支援調整会議を開催し、効果的な支援・支援内容の評価を行う。
		管内町村・社協職員への研修の実施	随時	随時	各事務所単位	事業に密接に関わる町村・町村社協職員の求めに応じ、自立相談事業等の研修を実施する。
		3事務所連絡会議の開催	6回	隔月	福島市	事業の適正・統一性を図るため、3事務所の連絡会議を隔月に開催する。
		会議・研修会等への参加	随時	随時		事業を効果的に実施するためには、相談員の資質向上を図ることが不可欠なことから、会議・研修会等に参加する。

基本目標 2 >

平成27年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 3】

福祉サービスの利用者支援

(1) あんしんサポート事業 (日常生活自立支援事業)

日常生活自立支援事業に対する県民のニーズは高く、利用者数は年々増加傾向にあることから、引き続き本事業を適正に執行し、必要な予算の確保に努める。

また、本事業と成年後見制度は密接な関係があることから、家庭裁判所との具体的な協議を行い、市民後見人の養成事業に取り組むなど、成年後見制度に関わっていく。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①全市町村 社協実施	ア) 業務説明会等の開催	市町村社協への業務委託		通年		市町村社協へ本事業の業務委託をし、市町村社協とともに実施する。(生活保護受給の利用者助成金含む)
		市町村社協連絡会議の開催	1回	5月	県総合社会福祉センター	市町村社協の担当職員により本事業の実施上の課題及び成年後見制度への関わり等を協議する。
		市町村社協への現地支援 相談対応、契約等支援	随時	通年		新規ケースや困難ケース等に対し現地支援を行う。また、利用者ファイルや通帳等の保管状況等の確認を行う。
		契約締結審査会の開催	6回	5月 7月 9月 11月 1月 3月	県総合社会福祉センター	契約締結能力に疑義があるケースについて専門の見地から審査会を開催し、適切な支援に努める。
		県への予算確保の要望活動の実施	1回	6月		市町村社協連絡協議会と連携しながら、必要な予算確保について県に要望する。
	イ) 事務軽減の検討実施	システム導入及び手続き様式の改定検討		通年		増加する利用者情報を適正に管理するため、システム導入について検討する。また、手続き様式の簡素化等について検討する。
②関係者が潜在的利用者を発掘する取り組み	ア) 市町村社協担当職員の相談援助技術の向上	市町村社協新規担当職員等業務内容説明会の開催	1回	5月	県総合社会福祉センター	市町村社協新規担当職員を対象に業務内容の説明会を実施する。
		担当職員研修会の開催	1回			担当職員のスキルアップを図る研修を実施する。また、権利擁護セミナー及び市民後見人養成講座の受講により資質向上を図る。
		事例検討会の開催	6回	5月 7月 9月 11月 1月 3月	県総合社会福祉センター	ニーズの多様化と困難ケースへの対応が求められていることから、本事業担当者としての専門性を高めるため、実践の振り返りと事例の共有により、課題対応力の向上を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
		生活支援員新規委嘱者研修会の開催	随時	通年		新規生活支援員の事業理解を図るため、基本的内容に関する研修を実施する。
		生活支援員実働者研修会の開催	1回	7月	郡山市	生活支援員実働者の資質向上を図る。
	イ) 関係者等が潜在的利用者を発見するための周知活動	パンフレット作成	5,000部	6月		利用者及び関係者への周知を図るため、パンフレットを作成する。
		県民、関係機関・団体等への制度周知	随時	通年		民生児童委員協議会定例会や各種研修会にて制度の周知を図るとともに、。市町村社協等との協働によって、住民対象に本事業と成年後見制度の周知を図る。また、わかりやすい内容とするため「寸劇」を取入れ周知を図る。
③成年後見制度利用促進	ア) 本事業と成年後見制度の周知	関係機関連絡会議の開催	1回	10月		成年後見制度利用促進のための連携方法について理解を図るとともに、権利擁護支援センター（仮称）の設置に向け検討する。
		権利擁護セミナー	1回			成年後見制度の周知を図るとともに、地域社会全体で支える権利擁護のあり方や成年後見が活かされるよう県域を対象にセミナーを開催する。
	イ) 本事業から成年後見制度移行のシステムづくり	本事業から成年後見制度への円滑な運用の検討		通年		関係機関連絡会議等により、本事業から成年後見制度移行へのあり方について検討する。 先進地社協の視察。
	ウ) 市民後見人養成及び法人後見実施に向けての取り組み	市民後見人養成講座の開催	6回			市民後見人養成講座等が実施されていない地域で、地元社協との連携により開催する。また、他の講座修了者等を対象に市民後見人フォローアップ講座を開催する。
		【新規】 成年後見人等監督人の受任体制の整備		通年		市民後見人及び市町村社協の法人後見人を促進・支援するため、本会が監督人を受任する体制を整備する。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		会議・研修会等への参加				①都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業所長会議 ②北海道・東北ブロック道県・指定都市日常生活自立支援事業担当者会議 ③権利擁護・虐待防止セミナー ④その他全社協主催研修

基本目標 2＞

平成27年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 3】

福祉サービスの利用者支援

(2) 福祉サービス第三者評価事業

年間の受審件数の増加に向けて、各施設における第三者評価ニーズや課題の把握に努め、施設を訪問して実践的な説明を行うなど、施設が自主的に第三者評価を活用していけるよう基盤づくりを行う。

また、受審施設増に対応するため、評価調査者の資質向上や事務手続き等の効率化に努める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉サービス第三者 評価事業の 実施	ア)福祉サー ビス第三者評 価の受審促進	福祉サービス第三者 評価事業の実施		通年	県内	調査機関として、事前書面調査及び訪問調 査の実施、審査委員会の開催等、第三者評 価事業を実施する。
		福祉サービス第三者 評価研修の開催	1回	7月	福島市	第三者評価に対する理解を促進して受審に 繋げるため、施設向けの研修を実施する。
		福祉サービス第三者 評価出前講座の開催	随時		県内	各施設のニーズに応じて施設を訪問し、現 場での自己評価の実施方法、第三者評価の 受審に係る具体的な技術について助言す る。
	イ)評価調査 者の質の向上	評価調査者の養成・ 質の向上	随時		県内	第三者評価の推進のため、評価調査者の養 成を行うとともに、本会登録の評価調査者 の継続研修受講を進める。
		評価調査者学習会の 開催	2回	4月 8月	福島市	調査項目に関する評価調査者の共通理解を 図りながら、調査者の質の向上に努める。
推進項目に関し、活動推進 計画にある実施計画・内容 のほかに実施する内容		北海道・東北ブロッ ク道県・指定都市社 協第三者評価事業等 推進会議の開催	1回	12月	福島市	当番県として、第三者評価事業の推進に関 する課題について協議を行うための会議を 開催する

基本目標 2 >

平成27年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 3】

福祉サービスの利用者支援

(3) 福島県運営適正化委員会

苦情申出に対する適正な解決を図る。
福祉サービス施設・事業所が、自ら苦情への適切な対応が図れるよう支援するとともに、第三者委員の役割とその活用について理解促進に努める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
① 苦情解決 事業の充実	ア) 苦情解決部会、運営監視部会の効果的・効率的運営	運営適正化委員会本会議の開催	2回	5月 3月	県総合社会福祉センター	各部会の運営状況について理解し、委員会全体のあり方について協議する。
		苦情解決部会の開催	6回	隔月	福島市	苦情受付内容の報告、協議を行う。
		運営監視部会の開催	2回	9月 2月	県総合社会福祉センター	福祉サービス利用援助事業の運営監視として、現地調査（4か所）を実施し、援助計画と援助内容の整合性を確認することにより、適正な事業執行を支援する。 援助活動への疑義がある場合は勧告・助言を行う。
		苦情受理、調査及び斡旋	随時	通年		苦情の受付及び相談を行う。 対応状況によっては現地調査を実施、課題の把握と適正な対応について支援する。
	イ) 広報・啓発活動の充実	県社協ホームページ及び広報紙はあとふるふくしまでの広報	随時	通年		苦情解決体制整備の推進と、福祉サービスの質の向上に繋がる適切な苦情対応の必要性を広報するため、県内で行った調査結果の概要や事例等を掲示する。
	ウ) 調査の実施	各事業所における取り組み状況調査の実施		10～11月		障がい児者関係事業所（施設）を対象に、苦情解決体制及び解決状況に係る実態調査を行う。
② 社会福祉施設（事業所）への支援	ア) 事業所への研修の充実	① 苦情解決責任者・第三者委員研修 ② 苦情受付担当者研修	① 1回 ② 2回	① 7月2日 ② 10月29日 10月30日	郡山市	苦情事例の発表や演習により、具体的な取組のあり方や役割を探る。
	イ) 苦情解決マニュアルや事例集等関係資料の内容充実	「福祉サービスの苦情解決事例集」の作成		部会 開催時		各事業所（施設）の苦情解決事例集を作成し、サービスの質の向上に資する。（事業所調査と合わせて実施） ※事例集は、県社協のホームページ上で公開する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
推進項目に関し、活動推進 計画にある実施計画・内容 のほかに実施する内容		苦情案件に関する事 業所訪問	随時	通年		事業所を訪問し、解決後の状況確認等を行 う。
		会議・研修会等への 参加	(全国) 3回 (ﾌﾞﾛｯｸ) 1回	(全国) 7月 10月 2月 (ﾌﾞﾛｯｸ) 11月	東京都	①全国運営適正化委員会委員長・事務局長 会議 ②全国運営適正化委員会相談員研修 ③虐待防止セミナー ④北海道・東北ブロック運営適正化委員会 事務局連絡会議

基本目標3＞

平成27年度重点目標

福祉に対する県民の理解と参加の促進

【推進項目4】

広報啓発、情報提供活動

情報誌『はあとふるふくしま』の誌面をさらに充実させ、福島県内の最新の福祉情報をわかりやすく発信していく。特に、本県は原発事故の影響により震災からの復興対応が長期にわたるため、避難生活の支援や震災復興を目指す様々な福祉活動をこれからも本誌にて継続的に取り上げていく。

そのほか、ホームページ及びフェイスブックなどにより情報発信を積極的に行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①広報啓発 の充実	ア) 情報誌 の充実	福祉情報誌『はあと ふる・ふくしま』の 発行	11回	毎月		社会福祉制度の動向や県内の福祉に関する 先駆的な取り組みなどを紹介する情報誌を 定期発行し、広く県民に対し情報を提供す る。また、読者の意見等を踏まえた読みや すい誌面づくりを目指す。
	イ) ホーム ページの充 実	ホームページ及び フェイスブックによ る情報発信	随時	通年		ホームページ及びフェイスブックの内容を 常に更新・修正し、本会事業や福祉に関す るタイムリーな情報発信を行う。
	ウ) 発行物 の効果的な 活用	本会パンフレット作 成		4月		現在の内容を見直し、本会活動をわかりや すく紹介したパンフレットを作成し、一般 会員や特別賛助会員に本会事業への理解を 深めてもらうために活用する。
	エ) 新たな 広報活動の 検討	様々な広報手段の活 用	随時	通年		民友新聞社発行シニア向けフリーペー 「みんゆうゆうゆう倶楽部」に本会のコー ナーを掲載し、一般県民に向けた積極的な 情報提供に努める。
②表彰事業 の実施	各種表彰の 実施	第69回福島県社会福 祉大会の実施	1回	10月15日	会津若松市	県民が安全で安心して暮らせる地域社会を めざし、地域福祉サービスの充実や、見守 り、支え合い活動への積極的な取り組みを 推進することを目的に、講演や表彰を実施 する。
		第23回瓜生岩子賞の 贈呈	1回	10月15日	会津若松市	社会福祉事業の先覚者「瓜生岩子」の遺徳 をしのび、その偉業を永く後世に伝えるた め、岩子刀自の精神にふさわしい功績が あった者を顕彰する。

＜基本目標３＞

平成27年度重点目標

福祉に対する県民の理解と参加の促進

【推進項目５】

ボランティア・住民参加活動

(1) ボランティア・市民活動の振興

11月21日～22日に本県で全国ボランティアフェスティバルを開催し、全国から本県への支援に感謝の意を表するとともに、情報交換・相互研鑽や社会へのPR等を通じてボランティア活動の振興を図る。
また、各事業を通して、NPOや企業など多様な主体との連携を図り、ボランティア・市民活動のすそ野を広げていく。さらに、中高生のボランティア活動の場として期待される社会福祉施設のボランティア受入担当職員や地域福祉実践を担う市町村社会福祉協議会職員の資質向上に努める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①ボランティア・市民活動の基盤強化	ア) 中間支援型組織の機能強化	NPOと社協の連携 作戦会議の開催	1回 30名	7月	郡山市	市町村社協ボランティアセンターや市町村民活動支援センター、NPO団体の職員を対象に顔の見える関係づくりに努め、資質向上だけでなく、平常時からの連携、協働を図る。
	イ) 受け入れ型組織に対する支援	ボランティア受入福祉施設等担当者研修の開催	基礎 2回各40名 ステップアップ 2回各30名	5月 6月	福島市 郡山市	社会福祉施設でボランティア受け入れを担当している職員を対象に、ボランティア受け入れにあたっての環境整備やリスクマネジメントなど、実績や経験年数に応じた階層別の研修を行う。
	ウ) 企業の社会貢献活動に対する支援	県内企業の活動事例の紹介	1回 (1日)	11月	ビッグバレットふくしま	県内企業の積極的な社会貢献活動を推進するため、全国ボランティアフェスティバルにおいて、分科会や紹介ブース等を設け、活動事例を紹介する。
②地域福祉を支える担い手の育成	ア) インフォーマルサービスの拡充	市町村社協ボランティアセンター職員等を対象とした研修の開催	2回 (3日) 各30名	6月 9月	郡山市	市町村社協ボランティアセンター職員等を対象に、プレゼンテーション研修、ボランティアコーディネータースキルアップ研修など、地域福祉実践を担う職員に必要な知識や技術について学ぶ研修を行う。
		協働による地域の福祉力向上事業の実施	2回 (1日)	9月 1月	県内2ヵ所	市町村社協やNPO法人等との協働で、その地域に根ざしたテーマを取り上げ、地域の福祉力の向上を目指した事業を行う。
	イ) 学びの場の創出	小中高生へのボランティア及び福祉教育の普及促進事業の実施	随時	7月		小中高生向けのボランティアに関する冊子を作成し、サマーショートボランティアなどを通じて、ボランティアの普及促進を図る。
③災害に備えた支援の強化	ア) 要綱や指針などの策定支援	災害発生時の個別支援	随時	通年		災害が発生した場合、被災市町村への先遣隊の派遣や災害ボランティアセンター運営の支援等を行う。要綱や指針の策定支援については、地域福祉活動計画の策定支援等と合わせて行う。
	イ) 災害ボランティアセンターに必要な訓練、研修会等の充実	災害ボランティアセンター運営講座の開催	1回 (2日) 30名	8月	郡山市	市町村社協や市民活動支援センター、行政の職員等を対象に、災害時において円滑に災害ボランティアセンターが設置、運営されるよう、情報の共有及び課題の検証と解決に向けた講座を実施する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		ボランティア活動推進委員会の開催	2回 (半日)	8月 3月	県総合福祉センター	ボランティア活動を推進するための企画、調査研究及びその他の必要な事項等について、県社協会長の諮問に答えるほか、意見の具申等を行う。
		会議・研修会等への参加				①業務担当部課長・所長会議 ②社協ボランティア・市民活動センター担当職員研究セミナー ③災害ボランティアセンター運営者研修
		市町村ボランティアセンター活動実践事例集の作成・配布		9月		県内市町村社協ボランティアセンター事業の実施状況や成果を事例集にまとめ、情報共有のための資料とする。
		第24回全国ボランティアフェスティバル開催に向けた準備	実行委員会 4回 専門部会 (4部会) 各6回 正副部会長 会議 4回	通年	県総合社会福祉センター	第24回全国ボランティアフェスティバルふくしまに向けて、実行委員会等を開催し、内容を検討する。
		【新規】 第24回全国ボランティアフェスティバルの開催		11月21日 ～22日	ビッグパレットふくしま	東日本大震災よりご支援いただいている全国のボランティアへの感謝の意を表するとともに、本県におけるボランティア・市民活動のすそ野を広げ、さらなる活性化へとつなげることを目的に開催する。

基本目標 3 >

平成27年度重点目標

福祉に対する県民理解と参加の促進

【推進項目 5】

ボランティア・住民参加活動

(2) 長寿社会推進事業

活力ある長寿社会の実現に向けて、生きがいと健康づくりの支援や社会参加活動を推進する事業を行うとともに、高齢者の様々な相談や認知症に関する相談に対応する窓口を設けその運営にあたる。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①長寿社会 に向けての 普及啓発活 動の推進	ア) 広報誌 の発行等	長寿社会に向けての 的確な情報提供等	12回			シニア世代の生きがいと健康づくりを応援 する広報誌「いきいき長寿だより」を発行 し、希望と活力に満ちた長寿社会づくりに おける県民の意識啓発を図る。また、全国 会議やブロック会議に参加して、高齢者の 生きがいと健康づくりを推進する。
	イ) いき いき長寿県 民賞の顕彰	長寿社会イメージ アップ作戦事業の実 施	1回	8月	福島市	いきいきと年齢を感じさせない生き方をし ている高齢者や、積極的に社会参加活動 を実践している団体等を顕彰し、県民一人 ひとりの高齢期をいきいきと過ごすための 一助とする。
	ウ) 自主事 業の実施	元気高齢者発信事業 の実施	5件	通年		元気に活躍する高齢者および高齢者団体の 活動事例を「いきいき長寿だより」や本会 ホームページ等で広く県民に紹介し、これ から高齢期を迎える中年や高齢者の方々の 社会参加をはじめとした生きがいと健康 づくりの参考としていただくことを目的に 実施する。
		冊子頒布事業	通年	通年		高齢者の生きがいづくりに関する啓発資料 としてこれまでに制作した3点の冊子を引 き続き頒布する。
②高齢者の 社会参加を 促進するた めの環境整 備	ア) シル バー美術展 の開催	うつくしま・ふくし ま健康福祉祭の開催	1回	8月	福島市	高齢者の創作した、洋画、日本画、書、写 真、彫刻・工芸の作品を展示し、高齢者の 文化活動を促すとともに、ふれあいとし て生きがいづくりを支援する。
	イ) シニア 団体の活動 支援	【新規】 シニア団体活動支援 事業の実施	通年	通年	県内一円	高齢者が組織する様々な分野にわたる同好 団体の活動情報などを、広報チラシや本会 HPにより定期的に広報を行うほか、団体 の要望等を踏まえ、活動活発化の方策の検 討も行い、高齢者の生きがいと健康づく りを支援する。
	ウ) 高齢者 の生きがい と健康づく り推進協議 会への支援	いきいきシニア活動 サポート事業の実施	通年	通年	県内一円	県内7方部（県北・県中・県南・会津・南 会津・相双・いわき）に組織されている 「高齢者の生きがいと健康づくり推進協議 会」（サザンクロスクラブ）の活動を支援 し、社会参加を促す。
③高齢者総 合相談事業 の実施	ア) 高齢者 総合相談セ ンターの運 営	高齢者総合相談セン ター事業の実施	通年	通年	福島市	高齢者及びその家族の抱える保健・福祉・ 年金・法律等の各種の心配ごと、悩みごと の相談に応じるとともに市町村及び市町村 社会福祉協議会等と連携する等、高齢者及 びその家族等の福祉の増進を図る。
	イ) 認知症 コールセン ターの運営	認知症コールセン ター事業の実施	通年	通年	福島市	認知症の本人や家族が気軽に相談できる窓 口を設け、認知症の知識や介護技術、精神 面も含めた支援を行う。

基本目標 3 >

平成27年度重点目標

福祉に対する県民の理解と参加の促進

【推進項目 5】

ボランティア・住民参加活動

(3) 県民介護講座

より多くの県民に「高齢者介護」の学びの場を提供するため、事業実施にあたって工夫する。
講座内容の充実に努め、認知症や高齢者介護に関する知識の普及・啓発を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①県民介護講座の実施	ア) 県民のニーズに対応したプログラムの実施	県民介護講座の実施	3コース 26回	通年	県男女共生センター他	介護に関心のある県民の方を対象に、介護の疑問に答える「初級介護講座」、認知症や介護制度の仕組み、介護予防などのテーマ別に学ぶ「介護ワンポイント講座」、移動や食事、排泄などのテーマ別に実技を学ぶ「介護実技基本講座」を開催する。
		介護セミナー (介護の日記念フォーラム2015)	1日×1回	11～ 12月	郡山市内	「介護の日」である11月11日に合わせ、高齢化が進む中、「介護」のイメージアップを図り、高齢者介護意識の啓発、介護人材確保対策について、共に考えるきっかけとすることを目的に開催する。
		認知症介護セミナー	1日×1回	9月	県男女共生センター	「認知症」について正しく理解すると共に、身近な人が「認知症」になった場合の適切な対応、また、自分が「認知症」になった時に望まれる地域での支援方策などについて考えることを目的に開催する。
		オーダーメイド介護講座	随時	随時	県男女共生センター	企業や公的団体等を対象に、介護について希望するメニューに合わせ、講義や実技等を行い、高齢社会は地域全体で支えるという意識を啓発することを目的に開催する。
	イ) 「認知症キャラバンメイト養成」と県民への正しい知識の普及促進	認知症キャラバン・メイト養成研修	1日×1回	10月	郡山ユラックス熱海	認知症を患う方の増加傾向が顕著な今日、各市町村で認知症サポーター養成講座が効果的に開催されるよう、認知症キャラバン・メイトの養成に取り組む。
		認知症サポーターキャラバン新任市町村担当者研修	1日×1回	6月	県男女共生センター	認知症サポーター養成講座が各市町村で円滑に開催されるよう支援することを目的として開催する。
		学生向け認知症サポーター養成講座の開催	随時	10～ 11月	二本松市内	認知症に対する理解を深めるための福祉教育を進めていくため、小・中・高校生向け認知症サポーター養成講座をモデル的に行う。
	ウ) 地域で開催する介護講座に対する支援の充実	推進項目7 実施計画③ 「地域介護専門職員研修の実施」該当				
	推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容	介護研修事業検討委員会	1日×2回	11月 3月	県男女共生センター	事業実施のための意見・情報交換を行う。

基本目標 4 >

平成27年度重点目標

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目 6】

福祉人材の養成・確保

福祉・介護人材の確保が喫緊の課題であるため、求職者や学生・生徒への福祉・介護の職場に対する理解促進を図りつつ、人材確保に関連する事業の充実強化を図る。併せて、社会福祉施設・事業所における職員の育成・定着を促すため関係機関との連携した支援を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉人材 養成・確保 に関する関 係機関との 協働	ア) 無料職 業紹介所機 能の充実	福祉人材センターの 運営(求職・求人登 録及び職業相談・紹 介)	随時	通年		福祉人材確保のため、中央福人材センター のシステム等を活用しながら、無料職業紹 介事業への求人登録を促し、求職者への職 業紹介や相談支援を行う。
		保育士・保育所支援 センターの運営	随時	通年		人材センター無料職業紹介事業と連携し、 潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活 用支援等を行う。
		福祉の仕事相談会の 開催(5方部)	48回	毎月 隔月	郡山市 いわき市 会津若松市 南相馬市 白河市	県内各方部にて出張相談会を行い、求職者 への職業紹介や相談支援を行う。
		ハローワーク等にお ける相談活動	随時	通年		県内各方部にて出張相談会を行い、求職者 への職業紹介や相談支援を行う。
		合同就職説明会の開 催	6回	7月 2月	7月4地区 2月2地区	求人事業所と求職者の就職説明会の場をつ くり、就職支援を行う。
		「はあとふる・ふく しま」による広報・ 啓発	(広告) 毎月 (特集) 年2回	10月 2月		福祉人材確保・育成・定着に関する内容を 掲載し、広報・啓発を行う。
		ポスター、リーフ レット、JR等媒体 掲載等	随時	通年		福祉人材センター事業PRのため、各種広 報媒体を活用した広報・啓発を行う。
		福祉啓発ビデオの貸 出	随時	通年		資格取得や職場研修等のためにDVD教材 を無料で貸し出す。
		福祉の職場を目指す 求職者の意識調査の 実施	1回	4~6月		これからの福祉分野への就労を希望する学 生の考え方、ニーズを調査し、今後の福祉 人材の確保・定着につなげる。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
	イ) 市町村 社協、労働 行政との連 携強化	福祉人材センター運 営委員会の開催	2回	10月 3月	福島市	事業運営のための意見・情報交換を行う。
		福祉人材センター協 力指定事業の実施及 びネットワーク情報 構築会議の開催	6社協 1回	5月	福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 南相馬市 白河市	無料職業紹介を進めるにあたり、県内6市社 協を指定し、事業PRや求職登録事務等 を行うため、意見・情報交換を行う。
②求職者、 従事者への 支援	ア) 学生に 対する支援 の充実	【一部新規】 福祉・介護の仕事説 明会、職場見学会、 職場体験事業の実施	随時	随時	中学校、高 校、専門学 校、短大等	就職活動に役立つ情報提供、実際に働く職 員の話等、福祉の職場の魅力ややりがい を伝え、学生の就職支援を行う。 また、求職者や中学生、高校生等の職 場見学や職場体験事業を実施し、将来 の就労支援を行う。
		高校生等に対する 「福祉の仕事」啓発 資料の作成	随時	随時		就職活動に役立つ情報提供、福祉の職 場の魅力ややりがいを伝え、一般の方 や学生等の就職支援を行う。
	イ) 求職者 の技術向上 のための講 習会の充実	潜在保育士再就職支 援研修等事業の実施	10月	2回		潜在保育士の再就職支援研修を行うと ともに、保育所等においても潜在保 育士を雇用できるような運営方法を学 ぶ
③資格取得 支援	ア) 求職者 及び従事者 への資格取 得支援	介護支援専門員実務 研修受講試験の実施	1回	10月11日	県内各地	資格取得を支援し、福祉人材の養成に努め る。
		介護支援専門員実 務・再・更新研修の 開催	2コース	12～3月 講義7日間 +実習	郡山市（予 定）	
		介護福祉士等修学資 金の貸付	1回	4月		介護福祉士または社会福祉士の資格取得を 希望し、将来県内において介護・福祉業務 に従事する方へ貸付を行う。
		保育士等修学資金の 貸付	1回	4月		保育士資格取得を希望し、将来県内におい て介護・福祉業務に従事する方へ貸付を行 う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
④社会福祉施設等への人材養成・確保支援	ア) 訪問相談事業の実施	施設・事業所等訪問事業の実施	随時	通年		求人開拓や法人・施設・事業所への情報提供を支援する。
	イ) 安定的な施設経営とよりよい職場環境づくりへの支援	福祉・介護人材育成・確保支援事業の実施	随時	通年		福祉・介護人材の確保、育成、定着を目的とし、一般向け介護職員初任者研修、介護福祉士候補者学習支援、新規採用職員住まい支援、新規採用職員就労支援金支給、福祉の職場内定者導入研修、中堅介護士就労支援、介護福祉士緊急養成、実務者研修代替職員派遣支援、福祉・介護の職場体験、等の事業を総合的に行う。
		労務診断等事業の実施	随時	通年		法人（施設・事業所）の労務診断や研修を行い、職員の育成、定着の支援を行う。
	ウ) 社会福祉施設・養成校との連携	社会福祉施設・養成校との情報交換会の開催	12回	通年	6地区	福祉人材センター事業を推進するために、関係機関との情報交換を行う。
	エ) 被災地における福祉・介護人材確保	県外からの福祉・介護人材確保事業の実施	随時	通年		相双地域等の介護人材不足に対応するため、県外から就労する者に対し研修費や就職準備金の貸与及び啓発活動を行う。

基本目標 4 >

平成27年度重点目標

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目 7】

社会福祉従事者の資質向上

新任職員から管理的職員までの職域に応じた「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修を実施するとともに、高齢・障がい・児童等の分野ごとに求められる知識・技術を習得する研修を行い、福祉関係職員の資質向上を図る。また、福祉人材の定着促進を図るため、施設・事業所におけるキャリアパス制度の構築や新入職員向けOJT（介護プリセプター）導入の普及を図るための支援を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①ニーズに応じた研修の実施	ア) 研修ニーズに応じた研修体系・内容の見直し	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(全社協開発)および施設種別や職種に応じた課題別による研修の実施	25コース 41回 ※委託研修のみの数字	通年	郡山市 福島市	福祉職員として求められる専門性や組織性をキャリア段階に応じて理解する研修を行うとともに、施設種別や職種における課題等に対応する研修を実施する。
		福祉介護人材定着促進事業の実施	6コース	通年	郡山市他	施設における介護人材の育成・定着を図る必要があるため、施設におけるキャリアパス制度の構築及び新任職員OJT（介護プリセプター）の充実を図るための研修を実施する。また、介護プリセプターに関連しては、普及啓発を図る委員会を設置・運営し、関係者との協議を行う。
	イ) 各種別部会・協議会との連携の充実	社会福祉研修事業運営委員会の開催	1回	3月	福島市	各部会協議会の代表及び関係機関団体と連携し、充実した研修事業を行うための協議・意見交換を行う
	ウ) 関係機関との連携	北海道・東北ブロック研修実施機関連絡会議の開催等	1回	12月	福島市	北海道・東北ブロックの研修実施機関と連携し、充実した研修事業を行うための協議・意見交換を行う
②生涯研修及び職場内研修の充実	ア) 指導者の継続的養成・確保	福祉職員キャリアパス対応生涯研修指導者養成研修の養成	1回	4月	ロフォス 湘南	福祉職員キャリアパス対応生涯研修指導者を増員するため、3名程度の講師を養成する。
	イ) 職場内研修支援の充実	各社会福祉施設等へ職場内研修指導者の派遣	10回 適宜対応	通年		各社会福祉施設で取り組む職場内研修へ指導者を派遣する。
③地域介護専門職員研修の実施	研修内容の充実	中核的・指導的な役割を担う人材の養成研修の実施	9コース 11回	通年	男女共生 センター	介護に関する相談援助業務、介護業務を行う上で必要な知識・技術について、より専門性を高め、かつ自らの所属する施設（機関、事業所等）内に限らず広く地域において中核的・指導的な役割を担う人材の養成を目的として研修を実施する。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		介護職員等による喀痰吸引等基本研修の開催	【講義】 9日 1回 【演習】 3日 2回 100名	6月 7月 8月	男女共生 センター	介護職員等が安全かつ適切にたんの吸引等を実施できるようにするための研修を実施する。

基本目標 4＞

平成27年度重点目標

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目 8】

社会福祉従事者の福利厚生推進

社会福祉従事者施設団体職員共済事業の適正な運営に努める。
また、福利厚生センター事業では、福祉人材の確保・定着の観点からも未加入法人に対する加入促進に努めるとともに、既加入法人に対するサービスの充実を図っていく。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①社会福祉従事者施設団体職員共済事業の運営	資産の外部委託運用	資産の外部委託運用	随時	通年		余剰資金を外部に委託して運用し、四半期ごとに運用状況の報告を受ける。また、運用受託機関の評価を行い、今後の運用受託先について検討する。
		契約者への運用状況の報告	毎月1回	通年		契約法人に対し資産の運用状況を報告する。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		運営委員会の開催	4回	5月 9月 12月 3月	福島市	共済事業の適切な運営を行うため、運営委員会を開催する。
		各種給付事業の実施	毎月1回 決定・送金	通年		①退会給付金、②結婚祝金、③出産祝金、④弔慰給付金、⑤傷病見舞金、⑥災害見舞金の給付を行う。
		資金貸付事業の実施	毎週1回 決定・送金	通年		①一般資金、②住宅資金の貸付を行う。
		事務説明会（新任）の実施	1回	7月	郡山市	契約法人の担当職員（新任者）に対して事務説明会を開催し、共済事業の事務に関する理解促進を図る。
②社会福祉施設職員等共済事業の事務受託	受託事務の実施	実務研修会（新任）の実施	1回	7月	郡山市	福祉医療機構の退職共済制度の加入法人を対象に、新任者向けの実務研修会を開催する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
③福利厚生 センター事 業の充実	ア) 充実し た福利厚生 サービスの 提供	企画・情報会議の開催	2回	7月 3月	福島市	福利厚生センター事業に関する会員からの意見等を聞き、福利厚生事業に反映させるために開催する。
		会員交流事業の実施	10回	5～12月	各地域	会員のより一層の参加を促すため、日帰り交流事業や家族参加事業を増やす。
		家庭用常備菜の斡旋	2回	6月 11月		会員の健康管理の一助として家庭用常備菜を斡旋する。
	イ) 未加入 法人への加 入促進	未加入法人への加入促進	随時	通年		加入案内チラシの配布、施設訪問、研修会における説明等を通じて、福利厚生センター未加入法人へ加入を働きかける。

基本目標 5 >

平成27年度重点目標

福祉力向上にむけての協働・支援

【推進項目 9】

市町村社会福祉協議会との協働・支援

震災以降の各市町村社協の状況を把握し、法人運営や地域福祉活動計画づくり等個々の社協に応じた支援を行う。

また、引き続き市町村社協連絡協議会の会長会・局長会・専門委員会と連携を取りながら、市町村社協の課題解決や職員の資質向上を行い、地域福祉活動を推進する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①市町村社協への経営支援	会計・法律・労務等に対応した研修・会議・相談事業の強化	経営・財務、労務管理研修会の開催	1回 (1日) 60名	11月	福島市	市町村社協の管理職を対象に労務管理に関する研修を実施する。
		相談・個別訪問事業の実施	20回	通年	各市町村社協	通常の対応に加え、被災・避難社協に対しては、法人運営、財務、労務管理等の相談に個別、継続対応していく。また、必要に応じ公認会計士等の専門家と連携を図る。
②地域福祉活動計画策定の支援	地域の実情に応じた計画策定にむけての効果的な支援の実施	訪問・説明会等個別訪問の実施	10回	通年	各市町村社協	未策定の市町村社協への個別支援に加え、震災後の復興計画等についても個別支援を行う。
③市町村社協連絡協議会活動の充実	市町村社協連絡協議会の自主的活動の充実	会長会(全体会)の開催	2回	6月 2月	福島市	市町村社協間の連絡調整・情報交換、福祉課題の共有化を図り、課題の解決や基盤強化に努めるとともに、必要に応じ行政等に対する要望活動を実施する。
		事務局長会役員会の開催	2回	6月 2月	福島市	
		地区連絡会の開催	1回	11月	5地区	市町村社協に共通する課題を共有する。また、専門委員会に置いて提案された事項等について協議を行う。
		専門委員会の開催	4回	7月 9月 11月 1月	福島市	今後の震災に備えた対応や市町村社協間の具体的な連携策、さらに市町村社協職員の資質向上に向けた協議・検討を行う。
		社会福祉トップセミナーの開催	1回	2月	福島市	市町村社協の役員等を対象に、共通する課題等をふまえ、社協としての今後のあるべき姿を学ぶ。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
④市町村社協における人材養成・研修の推進	専門性の高い内容・新たな福祉課題へ対応していくための研修実施	社協職員研修(新任職員)の開催	1回 (2日) 30名	6月	福島市	社協職員の新任職員としての基礎的なテーマと基本的組織活動等を学ぶ。なお、生活支援相談員や現業の職員も対象とする。
		社協職員研修(チームリーダー)の開催	1回 (2日) 30名	8月	福島市	社協のチームリーダーとして必要な知識・技術を学ぶ。なお、生活支援相談員や現業の職員も対象とする。
		社協職員研修(テーマ別研修)の開催	1回 (1日) 30名	10月	福島市	中堅から指導的な職員を対象に、社協の役割、組織の問題解決等を学ぶ。(ファシリテーションやストレスマネジメント等)
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		市町村社協職員便覧の作成	1回	4月		市町村社協の現状を把握するため便覧を作成し、配布する。
		全国会議・ブロック会議等への参加	随時	通年	各地	情報・各種資料の収集と資質の向上を図る。

基本目標 5 >

平成27年度重点目標

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目10】

社会福祉施設等との協働・支援

現在もなお、原発事故に伴う避難施設が多数あることから、全国組織、関係機関をはじめ、県内の各種別部会・協議会の会員施設等と連携し支援を継続する。

また、社会保障、社会福祉の動向を踏まえた社会福祉法人のあり方や社会貢献活動について、課題整理を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①社会福祉施設等との連携	ア) 部会・協議会活動の充実	老人福祉施設協議会活動の充実	総会1回 監事会1回 役員会6回 委員会4回 研修会13回 実行委員会3回 広報誌等	通年	県内	全国組織、関係機関と連携し、事業再開・避難施設に対する支援や介護職員不足等の課題について要望活動を継続していく。また「カントリーミーティングin東北」（本年度当番県）を実施する。さらに、制度改正をふまえた研修や各種委員会活動を通じて、管理者・職員の資質向上に努める。
		障がい児者福祉施設協議会活動の充実	総会1回 役員会4回 委員会8回 研修会4回 広報誌等	通年	県内	制度動向を踏まえた研修等により職員の資質向上を図るとともに、県広域災害福祉支援ネットワーク協議会等への参画を通じ、他機関・他職種と有効に機能するネットワークの構築に努める。また、組織活動の活発化を促すため委員会体制について見直しを図る。
		地域包括・在宅介護支援センター協議会活動の充実	総会1回 役員会3回 委員会5回 研修会2回 広報誌等	通年	県内	「地域包括ケアシステム」構築に向け、関係機関とのネットワークを強化するとともに、研修会等を通じて職員の資質向上を目指す。また、避難地域のコミュニティ再構築に向けて、役員会などにおいて課題整理を行っていく。
		児童福祉施設部会の充実	総会1回 定例会3回 職員研究会 広報誌等	通年	県内	児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進等について定例会等で協議し、その課題解決のために、里親会やファミリーホーム、自立援助ホームなど関係機関への働きかけや連携の強化を図る。
		母子生活支援施設部会の充実	総会1回	通年	県内	社会的養護施設としての母子生活支援施設の課題整理を行い、課題解決のために関係機関への働きかけや連携の強化に努める。
		社会福祉法人経営者協議会活動の充実	総会2回 理事会4回 研修会5回	通年	県内	会員法人情報公開ページを活用した積極的な情報開示に努め社会福祉法人の透明性の確保を図るとともに、地域ニーズの把握に努め、地域貢献活動の展開に取り組む。また、研修会などを通じて青年部会との連携を強化する。
	イ) 課題把握と情報提供	避難施設の情報把握と課題整理	随時	通年		継続して原発事故による避難施設の状況把握に努め、情報を発信していく。
	ウ) 社会福祉関係団体との連携・協働	社会福祉関係団体との連携・協働	随時	通年		県内外の社会福祉施設団体や職能団体、当事者組織と情報の共有を図り、連携の強化に努める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
②社会福祉 事業等経営 相談支援事 業	ア) 相談支 援体制の充 実	経営専門相談事業の 実施	随時	通年		電話やFAX等により一般相談、専門相談 (弁護士、社会保険労務士、公認会計士) を実施する。
	イ) 相談内 容の整理分 析	経営支援事業の実施	随時	通年		相談内容の整理、分析を実施する。
推進項目に関し、活動推進 計画にある実施計画・内容 のほかに実施する内容		社会福祉従事者各種 研修事業の実施	6回	通年	県内	社会福祉従事者の資質向上等が求められて いることから、関連する知識や技術を習得 するため各種研修等を行う。
		教員免許取得介護等 体験事業		通年		義務教育教員免許志願者の介護等体験を行 うにあたり、社会福祉施設等の受入れ調整 を行う。
		聖マリア児童福祉基 金運営事業（助成事 業）	1回	3月		県内の児童養護施設の児童に対し就学・就 職に際し必要な支度費を支援する。
		相双地域等介護職員 応援事業の実施	随時	通年	県内	東日本大震災により被災した相双地域等の 施設からのニーズに対し、全国及び県内の 介護保険施設等から職員を募り、条件の 整った職員を当該施設において応援でき るようマッチングを行う。また現状把握に努 めながら、当該の施設運営を支援する。

基本目標 5

平成27年度重点目標

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目11】

民生委員・児童委員との協働・支援

民生委員・児童委員の階層ごとに必要な知識と技術等が得られるよう、またニーズの高い相談援助技術の向上について支援するための研修を企画する。

また、平成26年度から開始した「第2期重点活動方策」について各単位民児協が定める計画の進行を支援する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
民生委員・ 児童委員活 動の支援	ア) 困難 ケースに対 応した研修 の企画、実 施	相談援助研修会の開催	3回	1日	3方部	市町村あるいは単位民児協内において、相談援助に関する基本的な知識と技術を身に付けるための研修を実施する。
		民生児童委員協議会 会長研修の開催	1回	2日		単位民児協の会長・副会長を対象に、単位民児協の運営や智院の活動支援を進めるうえでのポイントなどを学ぶ研修を実施する。
		中堅民生委員研修の 開催	1回	1日	3方部	地域の課題を住民とともに理解し、その課題解決に向けた取り組みを学ぶ研修を実施する。
		新任民生委員研修の 開催	1回	1日		新規に委嘱された民生委員・児童委員が活動に取り組むための基本的な事項等について学ぶ研修を実施する。
		民生児童委員メンタ ルヘルス研修の開催	5回	1日	5方部	震災以降、被災者や避難者に対し日頃から相談支援活動を実施している民生児童委員を対象にメンタルヘルス研修を実施する。
	イ) 県民児 協・重点活 動方策への 協力	市町村民児協活動の 支援		通年		県民児協が平成26年度から3か年にわたり取り組むこととしている第2期重点活動方策の展開を推進するため、各単位民児協が定めた計画の進行について支援する。

組織基盤

本会会員として未加入の施設・事業所に対して、本会活動への理解を求め、会員加入を促進する。

また、企業等に対し、特別賛助会員及び全国ボランティアフェスティバル協賛金の勧奨を積極的に行い、社会福祉に対する支援者の増加に努める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①適正な法人運営	ア) 理事会・評議員会・監事会機能の充実	理事会 評議員会 監事会	5回 4回 2回	4月 5月 9月 12月 3月	福島市	法人の適切な運営を図るため、理事会・評議員会・監事会を開催する。
	イ) 専門機関との連携	専門家等の指導による組織の安定化と適正な法人運営	随時	通年		組織の安定化を図り、適正な法人運営を行うために、必要により公認会計士、社会保険労務士等、専門家の指導を受ける。
	ウ) 福島県総合社会福祉センターの運営	センター入居団体連絡会議の開催	1回	4月		本センターの運営に関して、各入居団体と情報を共有し、意見や提案などはセンター運営に反映させる。
		防災訓練の実施	1回	11月		消防法の規定に基づき自衛消防隊を組織する。また、本センター消防計画を策定し、防災訓練を行う。
		防犯対策の強化	随時	通年		不特定多数の利用者の出入りに対し、建物及び敷地内の防犯対策を強化する。
②個人情報保護・苦情解決体制	職員への啓発	「個人情報保護に関する方針」及び「個人情報取扱業務概要説明書」の周知・徹底	随時	通年		個人情報を取り扱う事業が多くなっていることから、「個人情報保護に関する方針」及び事業毎に策定する「個人情報取扱業務概要説明書」について、職員への周知・徹底を図る。
③会員制度	ア) 一般会員の加入促進	未加入事業所への加入促進と施設・事業所を単位とした会員制度への見直し検討	随時			本会会員として未加入の施設・事業所に対して、会員加入への理解を求めながら、計画的な加入促進を図る。また、施設・事業所を単位としている現在の会員制度を、法人単位とすることを検討する。
	イ) 特別賛助会員の加入促進	特別賛助会員加入及び全国ボランティアフェスティバル協賛金の積極的な勧奨	随時			社会福祉への支援者をさらに募るため、特別賛助会員への加入勧奨を行う。また、今年度本県で開催される全国ボランティアフェスティバルについて、人的・財政的支援をいただくよう企業等へ積極的に働きかける。

財政基盤

常に経費削減に努めながら、財政の安定化について検討を進めるとともに、補助・委託事業について必要経費を確保するための要望活動を行政及び議会に対して積極的に行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
安定的な財政基盤の確立	ア) 補助金・受託金の確保	次年度に向けた補助金・受託金確保のための予算要望活動	2回	8～10月		平成28年度に必要な補助金・受託金の確保に向けて、行政及び議会等に対して予算要望活動を実施していく。
	イ) 自主財源の確保	幹旋・紹介手数料等の増収	随時	通年		火災保険や自動車保険、がん保険、自動車リースなど、本会が紹介代理店等として取り扱うことができる商品を積極的に周知・広報して、幹旋・紹介手数料の増収に努めていく。
	ウ) 民間資金の活用	赤い羽根共同募金を財源とした事業展開		通年		総合福祉情報誌の発行、全国ボランティアフェスティバル開催、人材育成に向けた福祉の仕事ガイドブック作成、権利擁護セミナーや市民後見人養成講座などの事業について、赤い羽根共同募金を活用する。
	エ) 事務費コストの削減	経費節減を念頭においた業務執行		通年		全職員が事務的経費の削減を常に意識しながら、業務を進める。
	オ) 財政検討会の設置	本会財政の適正かつ永続的安定に向けた検討	2回			自主財源の確保に努めると共に、職員の意識の改善に努めていく。また、必要に応じて財政検討会において、本会財政の適正化・安定化に向けた検討を行う。

事務局体制

平成23年度から取り組んでいる現在の活動推進計画について、進捗状況の評価及び課題の整理を行った上で、平成28年度以降の新たな活動推進計画を策定する。

また、職員の資質並びに職務能力の向上を図るため、すべての職員が個人研修計画を策定するとともに、全体研修により課題に関する職員の共通理解を深める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
事務局体制 の充実強化	ア) 事務局 組織・分掌 事務の検証	活動推進計画の策定 作業	10回	4～12月		現在の活動推進計画について検証し、県内の社会福祉向上のため本会の果たすべき役割、そのために必要な事務局体制を整理し、平成28年度から5か年の「活動推進計画」を策定します。
		災害発生時の「事業 継続計画」の策定		6～10月		大きな災害などが起きた場合の事業継続について、事業への影響予想を行ったうえで優先順位を明確にしておく。
	イ) 職員の 資質向上	研修計画に基づいた 個人及び全体研修の 実施	通年			本会職員として求める人材を育成するため、職場全体の研修計画及び個人研修計画を策定し、効果的な研修を行う。